

市への申告・提出書類

【問合先】 税務課 ☎24-1111

※内線番号は各項目の問合先をご確認ください。

■個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認

今回の申告・提出書類より、個人番号(マイナンバー)および法人番号の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)が必要です。郵送または使者が提出する場合は、本人・個人事業主の本人確認書類の写し(番号確認書類および身元確認書類の写し)が必要です。詳しくは、各問合先へお問い合わせください。

【確認に必要なもの】

マイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカード
マイナンバーカードを持っていない人	通知カードと運転免許証などの身元確認書類
	マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証などの身元確認書類

■平成29年度償却資産(固定資産)申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

このうち償却資産については、所有者が1月1日現在の資産内容(名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など)について、毎年1月31日までに申告することになっています。

【申告期限】 1月31日(火)

【償却資産とは】 工場・商店・養殖業などを経営している事業主が、その事業のために使用する構築物・機械工具・船舶・器具備品などの有形固定資産をいいます。

【申告義務者とは】 平成29年1月1日現在、市内において事業用の償却資産を所有している個人または法人の事業主です。該当する資産を所有している事業主の人は、必ず申告してください。

【問合先】 家屋係償却資産担当 ☎内線2533・2534

■給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者は、原則、パート・アルバイトも含むすべての従業員について、平成28年中に支払った給与の給与支払報告書を平成29年1月1日現在居住している市区町村に提出しなければなりません。

例年、締切直前は窓口が大変込み合います。なるべく早めの提出をお願いします。

e L T A X (エルタックス)での提出も可能ですので、利用ください。

※普通徴収切替理由に該当しない場合は、原則、特別徴収です。

【提出期限】 1月31日(火)まで

【提出先】 税務課市民税係または各支所税務係

【問合先】 市民税係 ☎内線2535

軽自動車税

■トラクター・田植え機などの軽自動車税申告

トラクター・乗用装置のある田植え機などは軽自動車税が課税されます。

所有している人は、公道を走らない場合でも、申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。また、車両の処分や所有者の変更をした場合は、廃車・名義変更の手続きが必要です。そのまましていると課税対象になりますので、忘れずに手続きをしてください。

※ミニカー、2輪(原付・小型)、小型特殊は、重課税率の適用はありません。右表の標準税率が適用されます。

【問合先】 税務課諸税係 ☎24-1111内線2528

【ミニカー、2輪(原付・小型)、小型特殊(トラクター、田植え機、フォークリフトなど)の税率】 (単位:円)

区 分	標準税率	
ミニカー	3,700	
2輪原付	50cc以下	2,000
	50cc超 90cc以下	2,000
	90cc超 125cc以下	2,400
	125cc超 250cc以下	3,600
小型2輪(250cc超)	6,000	
小型特殊	農耕作業用	2,400
	そのほか	5,900

■ 4 輪以上(乗用・貨物)・3 輪(軽3 輪)の税率

税制改正により、次のとおり税率が変更となります。

(単位：円)

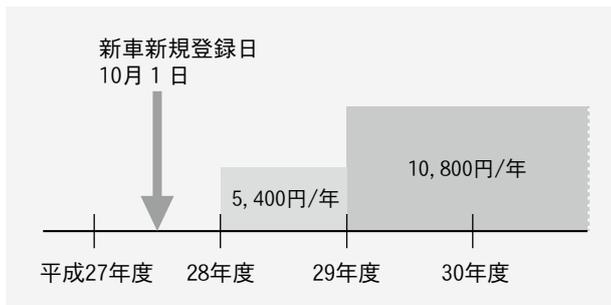
区 分		標準税率	標準税率	重課税率	軽課税率			
					電気自動車など	H32年度燃費基準+20%(*1)	H32年度燃費基準達成車(*2)	
								①H27年3月31日以前の新車新規登録分
4 輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
		営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
	貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
		営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900
3 輪	軽3 輪	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	

※1 区分「貨物」車両は、H27年度燃費基準(+35%)達成車

※2 区分「貨物」車両は、H27年度燃費基準(+15%)達成車

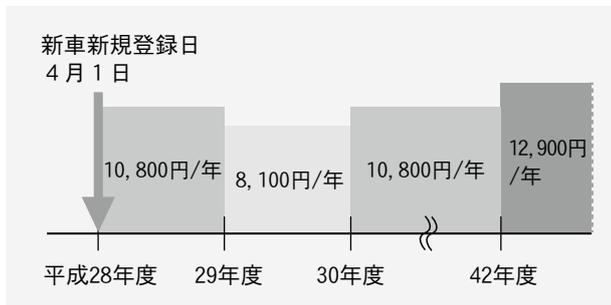
■ 軽課・重課税率適用のテストケース

【ケース1】平成27年10月1日に新車新規登録の表④(*1)対象車両を購入した場合



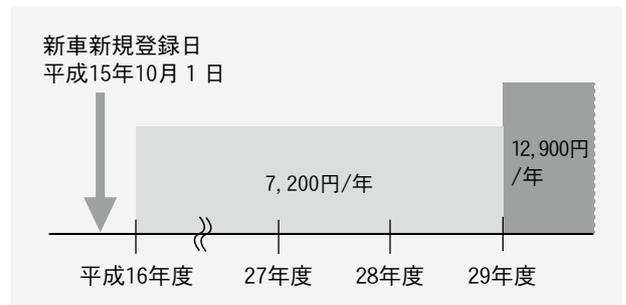
▷平成28年度：表④5,400円、29年度：表②10,800円
▷ケース1の場合、平成28年度に表④の適用となっていた軽自動車は、29年度以降は表②の適用となります。

【ケース2】平成28年4月1日に新車新規登録の表④(*2)対象車両を購入した場合



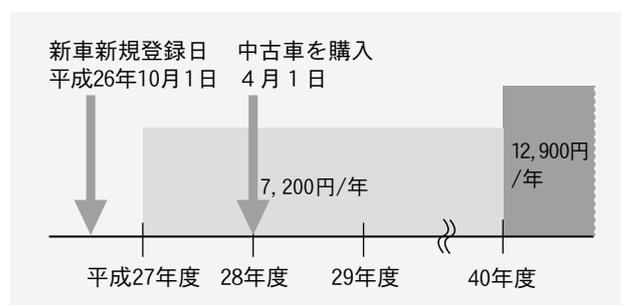
▷平成28年度：表②10,800円、29年度：表④8,100円、30年度：表②10,800円、42年度：表④12,900円(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)
▷ケース2の場合、平成29年度に表④の適用となる軽自動車は、28年4月1日～29年3月31日の間に新車新規登録した表④にあてはまる軽自動車で、29年度分に限りです。

【ケース3】平成15年10月1日に新車新規登録の車両を購入した場合



▷平成28年度：表①7,200円、29年度：表③12,900円(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)
▷ケース3の場合、平成28年度に表①の適用となっていた軽自動車は、29年度は表③の適用となります。

【ケース4】平成28年4月1日に中古車(26年10月1日に新車新規登録)に買い換えた場合



▷平成28年度：表①7,200円、40年度：表③12,900円(賦課期日現在、新車新規登録から13年を超える税率)
▷ケース4の場合、平成28年度に表①の適用となっていた軽自動車は、29年度は表①の適用となり、40年度は表③の適用となります。

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、入選した中村 海輝 さん（城南中3年）、棟田 あや さん（宇和島南中3年）、岩村 幸太郎 さん（宇和島南中3年）の作文を広報うわじま1～3月号に掲載します。

命を繋ぐ税（全国納税貯蓄組合連合会優秀賞）

城南中学校3年 中村 海輝

僕は、これまで税金について考えたことがありませんでした。

僕には、病気と闘っているいとこがいます。いとこは、無脾症候群と診断されています。産まれた時は、1歳までの生存確率は5%と医師から告げられていました。でもいとこは4回の手術も乗り越え、もうすぐ2歳になります。まだ、ミルクは口から飲めずエレンタル栄養剤を鼻から投与しています。今現在体重は3,200gと、僕が産まれた時より小さいです。いとこは今もNICUという新生児特定集中治療室にいます。NICUの中に入れるのは、叔父と叔母だけで僕たちはいつもガラス越しでしか面会できません。小さな体に管がいっぱい付いていて、とても痛い痛いです。でも、僕たちがガラス越しにいとこに話しかけると、満面の笑みで応えてくれ、とても愛しいです。

そんないとこが、これまでに何回もの手術を受けたり治療を受けたりできているのは、日本中の人たちのおかげだということを知り僕は感謝の気持ちでいっぱいになりました。それは、医療保険制度のおかげだったのです。日本には、国民健康保険に加入していれば、誰でも平等にどの病院でも受診でき、しかも医療費を一部負担するだけでよいのです。

さらに、いとこの場合は医療費助成制度や乳児医療制度によって助けられました。数回の手術費や長期入院費などの医療費は、とても高額だったと聞きました。しかし、この制度のおかげで医療費は無償だったので、叔父たちは大変助かったそうです。

もし、日本という国に生まれてなければすぐに手術や治療を受けることができなかつたかもしれません。医療制度がない貧しい国では、手術や治療を受けるお金がなく、亡くなっていく子供たちもたくさんいます。みんなが納めてくださった税金のおかげで、いとこのように病気で苦しんでいる子どもたちが助けられています。こう考えると僕は、税金はとても大切で、ありがたいものなのだと感じました。そして、税金は命までも救う命綱であることを実感しました。

いとこの闘いはまだまだ続きます。でも、日本では税によって支えられている医療制度が助けてくれるでしょう。僕も、いつか大人になって、税金を納めるようになります。いとこが税金によって助けられているように、僕も税金を納めて、たくさんの人を救いたいです。

僕たちが思っていなくても、税は隠れて僕たちを支えています。税の良さを、たくさんの人にしっかりと感じてもらいたいです。

宇和島税務署からのお知らせ

■無料申告相談会

【と き】 2月2日(木)、3日(金)
(両日とも) 午前9時～正午、午後1時～4時

【と ころ】 市役所 2階大ホール

【対 象】 給与所得者および年金受給者
(譲渡所得のある人を除く)

【必要書類】 ▷印かん

▷申告書用紙、「確定申告のお知らせ」ハガキなどの通知書（税務署から送付されている人）

▷所得金額、所得の計算に必要な書類（給与所得および公的年金などの源泉徴収票・各種控除の証明書・医療費の領収書〔事前に集計しておいてください〕など、税金の計算に必要な書類）

▷本人の口座番号が分かるもの（還付する場合）

▷昨年の申告書の控えなど（持っている人）

▷利用者識別番号通知書などの保管用封筒（電子申告を利用したことがある人）

▷マイナンバーカード（持っている人）

※持っていない人は①通知カード、②運転免許証、公的医療保険の被保険者証などの身元確認書類。

【問合先】 宇和島税務署 ☎22 - 4511

※自動音声で案内します。用件の番号を選択してください。

■確定申告会場

【開設期間】 2月16日(木)～3月15日(水)まで

確定申告会場の開設日前については、限られた職員で対応しているため、確定申告書の作成に来場した際には、長時間お待ちいただく場合があります。また、駐車場は混雑しますので、公共交通機関などを利用ください。

■インターネットで申告書の作成ができます。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書が作成できます。

マイナンバーの記載と本人確認書類

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。詳しくは、広報うわじま平成28年12月号P2～3をご覧ください。